

事後評価調書

I 事業概要																																		
事業名	公営住宅等整備事業																																	
地区名	よさみ 依佐美住宅																																	
事業箇所	安城市 ^{みその} 美園町地内																																	
事業のあらまし	<p>県営依佐美住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で良質な住宅を供給するため、愛知県が建設したものである。</p> <p>本事業では、従前住宅の老朽・狭小化等に伴い、県営住宅の整備の促進、居住環境の整備、再入居の保障の観点から建替を行ったものである。</p>																																	
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①県営住宅の整備の促進、②居住環境の整備、③再入居の保障</p> <p>【副次目標】</p> <p>特になし</p>																																	
事業費	事業費		内訳																															
	25.5 億円		■工事費（除却費含む）24.8 億円、■その他（調査設計費）0.7 億円																															
事業期間	採択年度	平成 16 年度	着工年度	平成 16 年度	完成年度	平成 24 年度																												
事業内容	<p>従前：耐火構造 4,5 階建 9 棟 346 戸 昭和 42～44 年度建設</p> <p>事業後：耐火構造 4,6・8,6・10,11 階建 4 棟 202 戸 着工 平成 16～23 年度</p> <p>竣工 平成 18～24 年度</p>																																	
II 評価																																		
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>①県営住宅の整備の促進</p> <p>老朽化した住宅を更新済み。目標を達成。</p> <p>②居住環境の整備</p> <p>最低居住面積水準以上を確保し、住戸内設備やエレベーターの設置等良好な居住環境を提供した。目標を達成。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">従前住戸</th> <th colspan="2">建替後住戸</th> <th rowspan="2">想定人数</th> <th rowspan="2">最低居住面積水準</th> </tr> <tr> <th>型式</th> <th>面積</th> <th>型式</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2K</td> <td>30.0 m²～35.7 m²</td> <td>2DK</td> <td>52.5 m²～54.6 m²</td> <td>1～2 人</td> <td>25～30 m²</td> </tr> <tr> <td>3K</td> <td>37.5 m²～42.5 m²</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2～3 人</td> <td>30～40 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>3DK</td> <td>64.9 m²～69.9 m²</td> <td>2～5 人</td> <td>30～60 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>③再入居の保障</p> <p>計画時点で再入居を保障すべき従前入居者 228 戸に対し、202 戸を提供。</p> <p>建設後の入居結果は、建替後新棟への従前入居者は 106 戸、それ以外は、指定住宅への移転が 35 戸、依佐美住宅内の既存住棟への移転 47 戸、依佐美住宅外への移転 40 戸（県営住宅 9 戸、民間住宅 25 戸、その他 6 戸）であり、目標を達成。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>事業目標を達成しており適切である。</p>					従前住戸		建替後住戸		想定人数	最低居住面積水準	型式	面積	型式	面積	2K	30.0 m ² ～35.7 m ²	2DK	52.5 m ² ～54.6 m ²	1～2 人	25～30 m ²	3K	37.5 m ² ～42.5 m ²	—	—	2～3 人	30～40 m ²		—	3DK	64.9 m ² ～69.9 m ²	2～5 人	30～60 m ²
	従前住戸		建替後住戸		想定人数	最低居住面積水準																												
型式	面積	型式	面積																															
2K	30.0 m ² ～35.7 m ²	2DK	52.5 m ² ～54.6 m ²	1～2 人	25～30 m ²																													
3K	37.5 m ² ～42.5 m ²	—	—	2～3 人	30～40 m ²																													
	—	3DK	64.9 m ² ～69.9 m ²	2～5 人	30～60 m ²																													
2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>																																	

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績	備考
事業期間		平成 16～24 年度	平成 16～24 年度	
事業費 (億円)	調査設計費	0.8	0.7	
	除却費	1.6	1.3	
	工事費	29.5	23.5	
	合計	31.9	25.5	
効果の 算定 要因	①県営住宅の整備の促進	下記【効果の算定要因に対する評価】のとおり		
	②居住環境の整備			
	③再入居の保障			
	追加 公募状況			

【事業期間に対する評価】

事業計画どおり実施できた。

【事業費に対する評価】

建替戸数精査により全体事業費が削減できた。

事業内容	事業採択時	実績
除却	耐火構造 4, 5 階建	耐火構造 4, 5 階建
	9 棟 346 戸	9 棟 346 戸
建設	耐火構造 6・10, 9, 11 階建	耐火構造 4, 6・8, 6・10, 11 階建
	4 棟 236 戸	4 棟 202 戸

【効果の算定要因に対する評価】

①県営住宅の整備の促進

建替事業の実施により、老朽化した建物の更新が完了し、整備が促進されたことで、継続的に良好な住宅供給が可能となった。

②居住環境の整備

	事業採択時	実績	備考
最低居住面積水準以下で生活する世帯の割合	43.9% (100/228 世帯)	1.1% (2/190 世帯)	実績は H29. 4. 1 時点のデータ
居住面積	2K 30.0 m ² ～35.7 m ² 3K 37.5 m ² ～42.5 m ²	2DK 52.5 m ² ～54.6 m ² 3DK 64.9 m ² ～69.9 m ²	
設備（浴槽）	浴槽なし	浴槽あり（3点給湯）	
高齢者対応等		住戸外のエレベーター、スロープ通路及び階段に手すり設置 住戸内の室内段差解消、スイッチの大型化など	
駐車場	0 台 (0%)	202 台 (100%)	県管理の駐車場台数
広場	1,986.35 m ²	1,387.17 m ²	1 戸当たり 6 m ² 程度確保済み

※最低居住面積水準：単身者は 25 m²、2 人以上は 10 m²×世帯人数+10 m²

③再入居の保障

		事業採択時	実績	備考
依佐美住宅内	建替後新棟	228 戸	106 戸	
	指定住宅	—	35 戸	
	既存住棟	—	47 戸	
小計		228 戸	188 戸	
依佐美住宅外	県営住宅	—	9 戸	
	民間住宅	—	25 戸	
	その他	—	6 戸	死亡退去・不正退去
小計		—	40 戸	
合計		228 戸	228 戸	

追加効果 公募状況

時点等	状況等	備考
管理開始直後の 公募状況	応募倍率 15.1 倍 (応募者数 1,435 人、募集戸数 95 戸)	平成 18～24 年度
現在の入居状況	入居率 94.1% (190 戸/202 戸)	平成 29 年 4 月 1 日現在

管理開始直後の公募状況や現在の入居状況から、今回事業には根強い需要があるものと考えられる。

③事業実施
による
環境の変化

周辺地域に与えた大きなマイナス影響なし。

Ⅲ 対応方針 (案)

今後の事後
評価の必要性

主要目標①～③は全て達成されており、あわせて追加効果が発現されており、今後の事後評価は必要ない。

改善措置の
必要性

主要目標①～③は全て達成されており、あわせて追加効果が発現されている。現在の入居状況により、今回事業には根強い需要があると考えられ、改善措置は必要ない。

同種事業に反
映すべき事項

県営住宅の老朽化が進んでおり、今回事業のような建替の一層の推進が求められているが、一方で県の財政状況は厳しく予算の限りがあるので、住戸規模や建替後の戸数の精査等の工夫により一層の事業推進を図る。

Ⅳ 事業評価監視委員会の意見

依佐美住宅の対応方針(案) [改善措置等必要なし] を了承する。

Ⅴ 対応方針

改善措置等必要なし